

4. 利用者を育てる取組の促進

過度の規制によることなく利用環境を整備することは、事業者による自主的な取組を重視するとともに、違法・有害情報により実際に被害にあう可能性のある青少年等の利用者が、主体的な判断に基づいて、インターネット上で流通する情報を取捨選択する責任を持つことを意味する。インターネットの急速な普及に伴い、わいせつな画像や残虐な映像に容易に接することができるようになったことは、十分なリテラシーを持たない青少年にとって、健全育成の観点から望ましくない。

ネット上のいじめや学校非公式サイト等の問題が大きく取り上げられるようになり、青少年に情報を適切に読み解く能力を付与することの必要性が、広く社会的に認識されてきた。新学習指導要領に、情報モラルを身につけ、適切に活用できるようにするための学習活動の充実が新たに盛り込まれたのも、こうした背景を踏まえたものである。また、学校現場以外にも、家庭や地域において、様々な利用者啓発活動が行われてきており、これらが引き続き推進されていくことが望まれる。

しかしながら、これまでに行われてきた取組については、地域的なばらつきがあること、特に過疎地等においては民間企業の社会貢献活動（CSR）としてのリテラシー活動が行われにくい等の事情で単発的な活動に留まっていたり、使用される教材がICTサービスの進展のスピードに追いつけない、子どもの気持ちを惹きつける工夫を講じることが困難である等の事情により利用者のニーズに真に応えるものになっていなかったり等々、改善の余地が残されているとの声もある。また、子どもに情報モラルを教える立場の保護者や教師自身が、リテラシーを高める機会に恵まれないといった問題も指摘されている。

本章では、現在のインターネット利用者を取り巻く課題を抽出した上で、既存の優れた活動等を紹介することで、リテラシーを向上させるためのいくつかの処方箋を示すとともに、こうした取組を整理・分類し、分かりやすい形で有機的に連携させることにより、支援を必要とする利用者が公平に支援を受けることのできる仕組みの構築について提言することとしたい。

(1) 家庭・地域・学校における情報モラル教育

1) 現状認識と課題

近年、情報モラル教育の必要性が広く認知されるようになってきている。情報モラルとは、インターネットが生活に不可欠の基盤となった高度情報通信社会において、すべての人間が身に着けるべき考え方や態度を指すと考えられる。情報教育の目的を体系的に記述した「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて（情報化の進展に対応した初等中等教育における情

報教育の推進等に関する調査研究協力者会議最終報告（1998年8月）」においても、情報モラルは「情報社会に参画する態度」のなかの重要な柱となっている¹¹⁶。

通常の情報教育（道徳）教育が、倫理的に許されない行為類型を社会規範として示すことにより子どもが被害者や加害者にならないようにすることとともに、他者への思いやりを通じて人間同士の豊かな感情交流に基づく関係を構築していくことを促すものであるように、情報モラル教育においても、子どもを情報社会がもたらす脅威から守り、自らが情報ツールを用いて他者を傷つけないようにすることと同時に、情報技術を適切に活用して情操と知識を深めるようにすることが求められる。出会い系サイトや学校非公式サイト等を通じて、子どもが被害者や加害者となる事案が増大しつつある現状においては、とりわけ、情報を適切に読み解く能力に乏しい子どもに対して危険を回避させる安全教育の取組が急務となっている。

文部省（当時）は、1998年12月14日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領を、1999年3月29日に高等学校学習指導要領、盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領をそれぞれ告示した。授業時数の縮減や総合的な学習の時間の創設等による「ゆとり教育」の導入が注目された告示であったが、情報教育においても、中学校の技術・家庭科で初めて情報に関する基礎的な内容が必須とされた¹¹⁷ほか、高等学校において「情報」が必修の専門教科として新設された。

ICTと学校教育の関わりについては、「ミレニアム・プロジェクト（1999年）」にも代表されるように、当初、全国の学校のすべての教室にコンピュータを整備し、インターネットにアクセスできる環境を実現するというハード面での整備に重点が置かれてきた。しかし、こうしたハード面における整備の進展や、学校指導要領の施行に伴って、徐々に情報モラルの必要性に関する議論が本格化していくことになった。

2004年6月には、文部科学省内に「児童生徒の問題行動に関するプロジェクトチーム」が設置され、情報社会の中でのモラルやマナーについての指導の在り方について検討が行われた。翌年取りまとめられた「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム」においては、「学校等における情報モラル等を含むIT教育の一層の推進を図るために、情報モラル等指導サポート事業を実施する」とされ、学校と家庭、地域、関係機関等が一層緊密に連携して施策を講ずることが示された。また、IT安心会議が取りまとめた「インターネット上における違法・有害

¹¹⁶ 「情報教育の目標とカリキュラムの体系化」のなかで、「(3) 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度（情報社会に参画する態度）」として挙げられている。

¹¹⁷ 現行中学校学習指導要領（2002年4月施行）第8節 技術・家庭

B 情報とコンピュータ

(1) 生活や産業の中で情報手段の果たしている役割について、次の事項を指導する。

イ 情報化が社会や生活に及ぼす影響を知り、情報モラルの必要性について考えること。

情報対策に関する集中対策」においても、情報モラル教育について関係府省が連携して取り組んでいくこととされている。

こうした動きを受けて、2007年1月、中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」の中で、「特に携帯電話等の情報メディアを悪用した犯罪やトラブルの危険性から青少年を守り、これ以上の被害者を出さないためにも、青少年一人ひとりに直接届く形での啓発や情報提供を早急に行う必要がある。」と提言された。

具体的な啓発活動としては、同年2月、携帯電話のインターネット利用に際しての留意点やトラブルの例、対応方法のアドバイス等を盛り込んだ啓発リーフレット「ちょっと待って、ケータイ」が作成され、全国約120万人の小学校6年生全員に配付されたほか、青少年及び保護者向けに意識啓発を促すDVD「ちょっと待って、ケータイ」も、都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会に配付されている。また、ネット上のいじめ問題について、保護者等に対して直ちにに取り組むべき課題を提案する啓発リーフレット等も作成・配付されているほか、家庭教育に関するヒントをまとめた「家庭教育手帳」において、携帯電話フィルタリングの設定等子どもの成長段階に応じたルールづくりを各家庭で策定すること等を提唱している。

また、文部科学省では、情報モラル教育について、「情報社会の倫理」、「法の理解と遵守」、「安全への知恵」、「情報セキュリティ」、及び「公共的なネットワーク社会への構築」の5項目に基づき、学年別に到達すべき学習目標を定めた情報モラル指導モデルカリキュラムを作成・公開しているほか、インターネット利用時に注意すべき点や家庭における親子間のルール作り等に関する指導事例集、指導用ガイドブックや啓発パンフレット等を取りまとめ、これらの素材に基づいた情報モラル指導セミナーを実施するなど、多様な施策を講じているところであり、今後、こうした取組の拡充が期待されている。

情報モラル指導モデルカリキュラム表

この表は、情報モラルの指導カリキュラムの内容を小中高一貫のモデルカリキュラムとして示したものです。このモデルカリキュラムの目標は、学校教育全体の中で達成していくことが望ましく、本モデルカリキュラムを参考にして、それぞれの学校では、地域の実情に合わせ、情報モラルのカリキュラムを組み立て、実施してください。各目標の詳細は、Webページをご覧ください。 <http://www.jpnet.or.jp/moral-guidebook/>

<大目標・中目標レベル>

分類	L1: 小学校1～2年	L2: 小学校3～4年	L3: 小学校5～6年	L4: 中学校	L5: 高等学校
1. 情報社会の倫理	a1～3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ			a4～5: 情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	
	a1-1: 約束や決まりを守る	a2-1: 相手への影響を考えて行動する	a3-1: 他人や社会への影響を考えて行動する	a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1: 情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
	b1～3: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する			b4～5: 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	
	b1-1: 人の作ったものを大切にすることも大切にする	b2-1: 自分の情報や他人の情報を大切にすることを知る	b3-1: 情報にも、自らの権利があることを知り、尊重する	b4-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する	b5-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を理解し、尊重する
2. 法の理解と遵守	c2～3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる			c4: 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	
	c2-1: 情報の発信や情報やりとりする場面のルール・マナーを知り、守る	c3-1: 何のルール・マナーに反する行為を知り、絶対に行わない	c3-2: 「ルールや決まりを守り」というものの社会的意味を知り、尊重する	c4-1: 違法な行為とは何かを知り、違法だわかった行動は絶対に行わない	c5-1: 情報に関する法律の内容を理解し、遵守する
	c3-3: 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない			c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	c5-2: 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する
				c4-3: 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c5-3: 契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
3. 安全への配慮	d1～3: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる			d4～5: 危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	
	d1-1: 大人と一緒に使い、危険に近づかない	d2-1: 危険に出会ったときは大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1: 予測される危険の内容がわかり、避ける	d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解する	d5-1: 情報社会の特性を認識しながら行動する
	d1-2: 不適切な情報に出会わない環境で利用する	d2-2: 不適切な情報に出会ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-2: 不適切な情報であるものを認識し、対応できる	d4-2:トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を学ぶ	d5-2:トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ
	e1～3: 情報を正しく安全に利用することに努める			e4～5: 情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	
	e1-1: 知らない人に、連絡先を教えない	e2-1: 他人の情報は、他人にも教えない	e3-1: 情報の正確さを判断する方法を知る	e4-1: 情報の信頼性を吟味できる	e5-1: 情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる
	e1-2: 知らない人に、連絡先を教えない	e2-2: 他人の情報は、他人にも教えない	e3-2: 自他の個人情報や、第三者にも教えない	e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	e5-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
4. 情報セキュリティ	f1～3: 安全や健康を害するような行動を抑制できる			f4～5: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	
	f1-1: 決められた利用の時間や約束を守る	f2-1: 健康のために利用時間を決める	f3-1: 健康を害するような行動を自制する	f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
				f4-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
				f4-3: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	f5-3: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる
5. 公的なネットワーク社会の構築	g2～3: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る			g4～5: 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	
	g1-1: 認証の重要性を理解し、正しく利用できる	g2-1: 不正利用や不正アクセスを防止する方法を知る	g3-1: 不正利用や不正アクセスを防止する方法を知る	g4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	g5-1: 情報セキュリティに関する基礎的な知識を身につけて、適切な行動ができる
	h3: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる			h4～5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	
	h3-1: 情報の破壊や流出を防ぐ方法を知る			h4-1: 基礎的なセキュリティ対策が立てられる	h5-1: 情報セキュリティに関して、事前対策・緊急対応・事後対策ができる
6. 公的なネットワーク社会の構築	i2～3: 情報社会の一員として、公的な責務を持つ			i4～5: 情報社会の一員として、公的な責務を持ち、適切な判断や行動ができる	
	i1-1: 決められた利用の時間や約束を守る	i2-1: 協力し合ってネットワークを使う	i3-1: ネットワークは共有のものという意識を持つ(後)	i4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する	i5-1: ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する

※この表について (編、改訂) 【1】未刊行 【2】未刊行 【3】未刊行 【4】未刊行 【5】未刊行 【6】未刊行 【7】未刊行 【8】未刊行 【9】未刊行 【10】未刊行 【11】未刊行 【12】未刊行 【13】未刊行 【14】未刊行 【15】未刊行 【16】未刊行 【17】未刊行 【18】未刊行 【19】未刊行 【20】未刊行 【21】未刊行 【22】未刊行 【23】未刊行 【24】未刊行 【25】未刊行 【26】未刊行 【27】未刊行 【28】未刊行 【29】未刊行 【30】未刊行 【31】未刊行 【32】未刊行 【33】未刊行 【34】未刊行 【35】未刊行 【36】未刊行 【37】未刊行 【38】未刊行 【39】未刊行 【40】未刊行 【41】未刊行 【42】未刊行 【43】未刊行 【44】未刊行 【45】未刊行 【46】未刊行 【47】未刊行 【48】未刊行 【49】未刊行 【50】未刊行 【51】未刊行 【52】未刊行 【53】未刊行 【54】未刊行 【55】未刊行 【56】未刊行 【57】未刊行 【58】未刊行 【59】未刊行 【60】未刊行 【61】未刊行 【62】未刊行 【63】未刊行 【64】未刊行 【65】未刊行 【66】未刊行 【67】未刊行 【68】未刊行 【69】未刊行 【70】未刊行 【71】未刊行 【72】未刊行 【73】未刊行 【74】未刊行 【75】未刊行 【76】未刊行 【77】未刊行 【78】未刊行 【79】未刊行 【80】未刊行 【81】未刊行 【82】未刊行 【83】未刊行 【84】未刊行 【85】未刊行 【86】未刊行 【87】未刊行 【88】未刊行 【89】未刊行 【90】未刊行 【91】未刊行 【92】未刊行 【93】未刊行 【94】未刊行 【95】未刊行 【96】未刊行 【97】未刊行 【98】未刊行 【99】未刊行 【100】未刊行

●「情報モラル指導モデルカリキュラム表」は、文部科学省委託事業「情報モラル等指導サポーター事業」において作成されたものです。



このように、情報モラル教育を質・量ともに充実していくためには、学校のICT環境を整備し、授業においてICTが利用されるようにハード面を整備するだけでなく、教員のICT活用指導力を高め、児童・生徒がリテラシーを高めることができようソフト面を向上させる必要がある。

ハード面においては、学校現場における教育の情報化は急速に進展しつつある。普通教室における校内LANの整備率は2007年度末時点で62.5%であり、e-Japan戦略策定当時(2000年度末)の8.3%以降、一定の伸び率で増加してきているほか、同時期の学校における超高速インターネット接続率は約51.8%であり、前年度比16.8%の大幅増となっている。これらの指標については、現在、「IT新改革戦略」(2006年1月19日IT戦略本部決定)に基づき、平成23年度以内に概ね100%にするとの政府目標に向け、急ピッチで整備が進められているところである。

学校におけるICT環境の整備状況

		e-Japan戦略 H13.1 ~ H18		IT新改革戦略 (H18.1~H23.3)
コンピュータ 1台当たりの 児童生徒数	達成目標	5.4人/台		3.6人/台
	達成状況	13.3人/台	7.7人/台	7.0人/台 (H20.3)
普通教室 における 校内LAN整備率	達成目標	概ね100%		概ね100%
	達成状況	8.3%	50.6%	62.5% (H20.3)
(超)高速 インターネット 接続率	達成目標	高速回線 概ね100%		超高速回線 概ね100%
	達成状況	高速回線 12.9%	高速回線 89.1%	超高速回線 51.8% (H20.3)
教員の校務用 コンピュータ整備率	達成目標	なし		教員1人1台(100%)
	達成状況	(33.4%)		57.8% (H20.3)

また、コンテンツ面でも、インターネットを用いた調べ学習や学習した内容をコンピュータで資料化させる授業が普及する等、ICTを取り入れた教育が進んでおり、なかでも、NHKの番組を二次利用したビデオクリップ映像等を全国の小・中学校に無料配信し実際の授業に活用する「オアシスプロジェクト」は、これまでに6,326校が参加する等大きな成果を挙げている。このように、学校におけるICT環境の整備については、目標達成に向けた取組が引き続き必要であるとはいえ、これまで着実な進展を見せている領域であるといえよう。

オアシスプロジェクトの概要

有用なコンテンツの不足から学校現場でのITの効果的な活用が広く普及しない現状に対し、NHKが教育用に制作したビデオクリップ等の質の高いコンテンツを小・中学校に提供し、授業で有効利用していただくことにより、校内LAN等のネットワーク環境の整備促進を目指していくプロジェクト。

- NHKの番組の二次利用等により制作された教育用映像(約3,000本)を、通常の教室で授業に活用することができる画質で、全国の小・中学校の希望校に無料配信する事業を平成18年11月から3年間実施。
- 民間企業を中心とした「オアシス協議会」(事務局:(財)マルチメディア振興センター)が、NHKが保有している学校向けビデオクリップ等の配信権利を購入し、協議会に参加する配信事業者が映像配信を実施。
- 配信実験の参加やITを活用した教育の推進に関し、文部科学省が協力。
- e-Japan重点計画が目標に掲げていた高速インターネット接続(目標 100%に対し91.3%)と校内LAN整備(同100%に対し56.2%)の未達を解消。
- 「超」高速インターネット接続というIT新改革戦略の目標達成のエンジン役。
- 全国に支部を有する(社)テレコムサービス協会が、動作環境等に関するヘルプデスクを担当。
- 平成20年1月末現在で、6,326校が参加(約18%)。

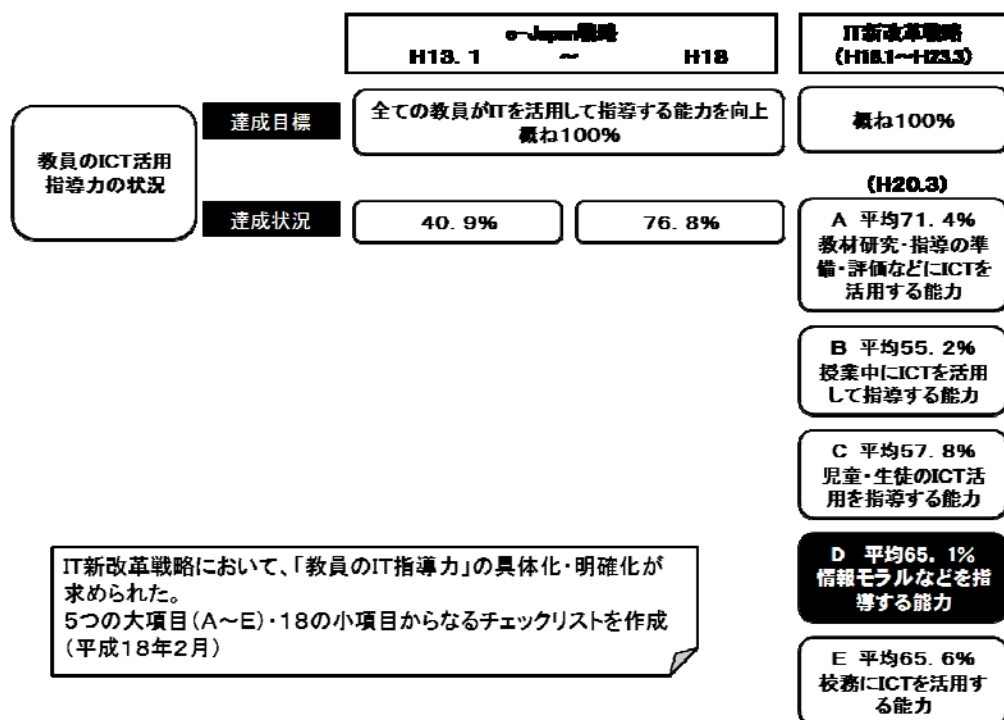
授業をより楽しくわかりやすくするオアシス

たとえば、サナギから蝶になる瞬間やトンボの産卵など、実際には観察が難しい貴重な映像も、オアシスなら、NHKのホームページ上の映像(256kbps)よりも高画質な映像(1500kbps)で視聴可能。



他方、教員のICT活用指導力については、必ずしも十分な水準とはいえないのが現状である。IT新改革戦略は、概ねすべての教員がITを活用して指導する能力を身につけることを目標に掲げ、教員のIT指導力の評価基準の具体化・明確化を行うことを求めており、文部科学省は5つの大項目、18の小項目からなる詳細なチェックリストを作成し、調査を実施している。

2007年度末現在、情報モラル等を指導する能力が比較的高いと回答した教員は全体の65.1%に留まり¹¹⁸、その他の能力に比べて低い水準となっている。現在、文部科学省において、当該チェックリストによる教員の自己評価及び事後研修の支援、具体的な指導例の蓄積等が行われており、子どもが情報を正しく読み解き、インターネットを安全に利活用することのできる教育を実現していくことが課題となっている。



こうした現状を踏まえ、様々な教育課程を抱える教員が、限られたリソースのなかで情報モラル教育を効率的に行うことができるよう、教員向けの指導の質を改善する等の支援を行っていく必要があるが、これにはいくつかの実現すべき方向性が指摘されている。

第一に、指導教材の改善が挙げられる。インターネット上の違法・有害情報は、実際の事件や社会環境の変化に伴い時々刻々と内容が変化しているにも関わらず、それらへの方策を示すべき教材は、頻繁に更新されていなかったり、指導向けに分かりやすく作られていなかったりしており、実効性や訴求力の観点から改善する余地があるのではないかとの声がある。とりわ

¹¹⁸ 「情報モラルなどを指導する能力」の65.1%は、上記「教員のICT活用指導力チェックリスト」におけるD-1からD-4の平均値であり、それぞれ、D-1は66.0%、D-2は67.4%、D-3は67.7%、D-4は59.4%であった。

け、学年によって、インターネットの使用程度や利活用シーン、社会モラルの習熟度等が大きく異なるなかで、特に留意すべきマナーや危険の程度、効果的な教育手法について、年齢に応じたきめ細やかな指導が必要であるにも関わらず、実際には教材や教育手法はそれに対応するものとなっていないのではないかと指摘である。また、情報モラルについての教材の多くは正規教材ではないため、副教材予算の不足等から、各教育委員会等において購入がためられているとの指摘もあるところである。

第二に、教員の意識向上がある。もちろん、情報モラルの向上について高い問題意識を持つ教員も増えているが、情報教育の専任教師がほとんど存在しない現状では、教員が多くのカリキュラムを遂行していくなかで、情報モラル教育に費やすことのできる時間と労力は限られざるを得ない。他方、インターネットが生徒の生活に不可欠なコミュニケーションツールとして急速に浸透した結果、携帯電話等情報端末の操作やインターネット上のサービス等に関する知識において、大人を上回る生徒も多く出てきており、教員が最新のサービスに起因するトラブル等についての的確なアドバイスを行うことができず、問題の解決に結びつけられない事例も報告されており、教員と生徒の間において意識や知識の面で格差が生じているとの指摘もなされている。

第三に、指導内容を客観的に評価する基準を設けること等を通じ、教員が情報モラル教育を積極的に行うインセンティブを強化するという方向性が挙げられる。情報モラル教育が比較的新しい教育領域であることからすれば、具体的な指導内容や手法についての指標や評価が十分に整備されているとはいえない現状は、ある程度やむを得ない。このことから、生徒にとっては、指導内容が教員や地域等によりまちまちになるおそれが生じ、一定の質的水準が確保されなくなる。また、教員にとっても、何をどのように指導すべきか必ずしも明確ではなく、その成果を客観的に見直し、指導手法の改善につなげていく手がかりが得にくくなるとの声もあり、教員に対して情報モラル教育を積極的に行うインセンティブを与えていくことが課題となっている。

ところで、子どもに対する教育がすべて学校に委ねられているわけではないように、情報モラル教育の担い手が教員に限られるわけではない。情報モラル教育の実効を高めるには、家庭や地域における教育の実態を踏まえ、関係者が適切に役割を分担していくことが求められる。家庭においては、携帯電話利用の低年齢化やパケット定額サービスの拡大等により、子どもによるインターネット利用が拡大している一方、ICTリテラシーや情報モラルが低い保護者が存在するなど、全体的に親子間で情報格差が広がっている現状がある。詳細は次節で述べるが、子どもの携帯電話によるインターネット利用が進むにつれ、親が子どもの利用実態を把握することが困難となるといった傾向も見られる。

他方、これまで、子どもの教育という観点から一定の役割を担ってきた地域や地方公共団体の取組にも限界が見られる。都市化や個人主義の進展により、地域における住民同士のつなが

りが希薄化するなど、コミュニティの疲弊が顕著になっている。また、前述のように、地方公共団体によっては、青少年健全育成の観点から、情報モラル教育につき積極的な活動を行っているところも存在するが、そうした取組の多くは全国でばらばらに行われているため、面的に広がりや欠き、優れた取組が共有される仕組みが存在してこなかった。また、予算上の制約も、個別の地方公共団体が行う活動に限界を与える要因となっている。

2) 諸方策

情報モラル教育を質量ともに向上させていくためには、学校だけではなく、家庭や地域も含めた包括的な取組として捉え、教員や親の問題意識を高めていくことにより、これまでの取組を拡大していく必要がある。その際、必要となる支援については、文部科学省や総務省といった関係府省庁、地方公共団体等が相互に連携・協力していくことが重要である。

まず、指導教材の改善については、情報モラル教育ポータルサイト¹¹⁹の開設や指導事例のとりまとめ等、最近の施策を一層推進するとともに、民間における先進的な取組を踏まえ、官民連携の在り方を検討していく必要がある。

例えば、「ICT教育推進プログラム協議会」(会長:清水康敬東京工業大学名誉教授)では、2003年11月より教育機関におけるICT教育の支援活動を行っているが、なかでも、教職員向けの専用サイト「ICT活用ゲートウェイ」を通じて、教員向けのe-Learning研修コンテンツや実践事例集、協賛企業が提供する教育コンテンツを公開する等、実務的な啓発プログラムを用意している点が特徴的である。

さらに、総務省においても家庭・地域・学校で広く利用できる教材として「伸ばそうICTメディアリテラシー」¹²⁰を開発し公開しており、体験学習により子どもの気持ちを惹きつけ楽しく学べるシミュレータ、具体的な指導方法・必要な情報を収録したガイドブックにより教員・保護者の負担軽減、メディアリテラシー強化の支援を図っている。

また、ニフティは、品川区教育委員会と共同で作成した情報モラル教材に基づいて、①社員が実際に学校に赴いてインターネットを利用する際に注意すべき事項等について教え、②担任の教諭の指導に基づく体験プログラムを通じて疑似有害サイトを閲覧する「二本立て」の授業を行っており、教材と人員の不足をともに補う取組の一例として注目に値する。

国や民間による様々な既存の資産を活用しながら、リテラシーの高い教員を積極的に育成していくことが望まれる。また、対象者により異なる教材の開発等について、必要に応じて、国や地方公共団体が支援することも検討していくことが望ましい。

¹¹⁹ <http://kayoo.info/moral-guidebook-2007>

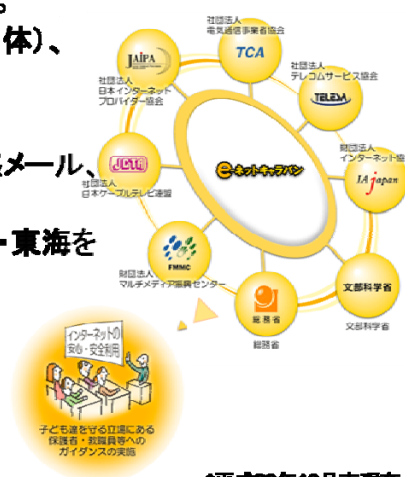
¹²⁰ <http://www.ict-media.net/>

教員の意識向上についても、多面的な取組を広げていくことが有効である。総務省及び文部科学省は、関連事業者団体と共同で、教職員や保護者向けにインターネットの安心・安全利用に向けた啓発を行う講座を「e-ネットキャラバン」として全国規模で実施しており、昨年度は実施件数が千件を超える等、一定の成果を挙げている。事業の見直し年度にあたる本年度は、カリキュラムの画一化やレビュー体制の不備等、これまでに指摘されている問題点を踏まえ、内容面や運用面での改善を含め、今後の在り方について検討することとしているが、こうした課題を克服しつつ、引き続き全国的に偏りなく教員のリテラシー向上を図っていくことが必要である。

e-ネットキャラバンの概要

子どもたちのインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての保護者・教職員向けの講座を、通信業界と総務省が協力して開催。通信業界は、無償で職員を講師に派遣する等、各企業のCSR(Corporate Social Responsibility)活動として参画。また、実施にあたっては、文部科学省とも連携。

- ◆対象者 : 保護者・教職員。要望があれば児童・生徒も対象。
- ◆協力団体 : 通信事業者等民間団体(206社)、公益法人(10団体)、政府・自治体(13体)、その他(30団体)*
- ◆講師 : 認定講師 1,273名*
- ◆講演内容 : インターネットを通じた犯罪に関する情報や、迷惑メール、架空請求詐欺等の実態や対処方法等。
- ◆実施期間 : 平成18年4月から3年間(平成17年11月から関東・東海を中心に試行実施)。
- ◆事務局 : (財)マルチメディア振興センター
- ◆実績 : 平成18年度の実施件数:453件
: 平成19年度は、実施件数1089件
: 平成20年度は、実施件数771件(申込1016件)*
: 年間1,000件の講座開催を目標



*平成20年10月末現在



総務省の広報ビデオ: http://www.soumu.go.jp/menu_00/media/070514_1.html

<http://www.fmnc.or.jp/e-netcaravan/>

また、近年、「学校裏サイト」と呼ばれる学校非公式サイトが増大しており、文部科学省の調査¹²¹によれば、全国に存在する約 38,000 の非公式サイトのうち、約 2,000 の非公式サイトにつき内容を確認したところ、誹謗中傷の言葉が約 50%、わいせつな言葉が約 37%、暴力誘発の言葉が約 27%含まれる等、青少年に与える影響の大きさが浮き彫りになったところである。他方、非公式サイトの形態は、巨大掲示板にスレッドとして掲載されているものから、数人のグループが情報交換や遊びを目的に開設するものに至るまで様々であり、書き込みの内容や程度も個別のケースにより大きく異なる。こうした実態について教育関係のNPOや監視会社等によるセミナー等が実施されているほか、教員が実際に被害に遭った生徒の受け皿をなるよう

¹²¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index48.htm

に支援や助言を行う相談窓口等が民間レベルで整備されてきており、教員がこれらの活動への主体的な参加や学びを通じて知見を深め、生徒にとって身近で信頼できる相談相手になることが重要である。

教えることについてのインセンティブの強化については、情報モラル指導モデルカリキュラムを踏まえて、一層の指標化・具体化を進めることに加え、一定のスキルを獲得した教員に証明書を発行し、又は企業研修への参加を公務か出張扱いする等多様な仕組みを構築することも検討に値する。とりわけ、大学生は、子どもに近い視点と最新の情報サービスに関する知識を有していることから、教職課程への組み込み等を通じて、情報モラル向上に関するボランティア活動や出張講座を単位認定の対象にすることも有効と考えられる。

情報モラル教育を改善していく上で、教員指導の質的向上と並んで重要となるのは、学校や教員に対して過度の負担がかからないよう、家庭・地域・学校において、それぞれの関係者がその役割に応じ、相互に連携した取組を行っていくことにより、すべての子どもたちに対して働きかけを行う仕組みを構築することである。「初等・中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について（2003年10月7日中央教育審議会答申）」において、

5 教育課程及び指導の充実・改善のための教育環境の整備等

（略）社会全体から学校に対して様々な役割・機能が期待される中で、学校がその本来の役割・機能を十全に果たすためには、各学校が現在行っている教育活動全体について、自己評価等を通じて不断に検証し、改善を図ることが必要である。その際、家庭や地域社会が分担・協力した方がよりよい成果が得られると考えられる教育活動等については、家庭や地域の実態等を踏まえつつ、保護者や地域住民等の理解を得ながら、家庭や地域社会がその役割を分担したり、協力したりするように促していくことも必要である。

と記述されているのも、学校を中核として家庭や地域社会、国や地方公共団体等の主体がそれぞれの特質を活かして連携していくことの必要性を謳うものにほかならない。

保護者による主体的な参加を促進するためには、入学説明会や父兄参観等の機会を活用し、できるだけ多くの保護者が参加するイベントにおいて情報モラルに関する情報提供を行うことも有益である。また、現状、特区制度やモデル事業を通じてICTを通じた町おこしが行われているが、授業時間外に空いた教室や公民館等に地元進出企業の出前講座を誘致することにより、企業の社会的責任（CSR）と住民のリテラシー向上の両立を図ることも、地域の取組の活性化という観点からも検討に値する。

近時、放課後教室や土曜授業といった課外活動を通じた学童保育の強化が行われているが、学習の機会の増大に比して、実際に行うべき教育コンテンツの整備が追いついていないとの指摘がなされている。これを踏まえ、様々な企業やNPO等が用意している情報モラル教育コン

テックがより積極的に活用される環境を整備していくことも重要である。また、進学塾や学習塾の普及、塾に通う子どもの多くが携帯電話を所持しているといった現状に鑑み、塾に対する一定の役割も期待される。

このように、関係府省庁の協力のもと、家庭・地域・学校等の関係者がそれぞれの役割を果たすことで相互に連携を強化し、優れた取組を共有する仕組みの構築が求められており、こうした取組の方向性は、後述する啓発活動を協調的に進める要請にもつながる。

以上例示した諸方策について、関係府省庁や地方公共団体等との間で合意が形成され、実現性の高い施策となったものから順次実施すべきである。

(2) ペアレンタルコントロールの促進

1) これまでの取組

インターネットが国民生活に不可欠な基盤となるなかで、青少年のインターネット利用は着実に増大している。2007 年末時点でのインターネット利用率は 6～12 歳につき 68.7%（前年末 67.9%）、13～19 歳につき 94.7%（同 93.0%）となっている。とりわけ、青少年については、携帯電話を利用したインターネット接続が普及しており、家庭や学校等において周囲の大人がその利用実態を把握することを困難となっている。例えば、出会い系サイトに関連した事件（児童買春、児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反等）においては、被害児童のほとんど（2008 年上半期で 98.3%（警察庁調べ））がパソコンではなく、携帯電話を用いてアクセスしているのが実態である。こうした背景を踏まえ、携帯電話を通じたインターネット利用に伴う弊害から青少年を保護すべきとの論調が急速に高まってきた。

(※) 国会、政府等における近時の動きの例

《教育再生懇談会：第一次報告（2008 年 5 月）》

○子どもを有害情報から守る

- ・携帯電話利用についての教育を推進し、必要のない限り小中学生が携帯電話を持つことがないよう、保護者、学校はじめ関係者が協力する。
- ・小中学生が持つ場合には、通話機能等に限定したものが利用されることを推進する。機能を限定した携帯電話の開発と普及に携帯電話事業者も協力する。

《自民党携帯電話から小中学生を守ろう勉強会：中間提言取りまとめ（2008 年 6 月）》

今秋の臨時国会で小中学生の携帯電話所持を禁止する議員立法を目指す方針を打ち出す。

こうした観点から、学校における情報モラル教育と並んで重要になってくるのが、子どもに最も身近に接する保護者の意識の向上と積極的な取組である。

しかしながら、保護者の多くは子どもに比べて携帯電話を通じてインターネットを利用する機会が乏しく、子どもの利用実態を把握することはますます困難になってきている。また、実際に閲覧されているサイトの内容についても知らないことが多いことから、「インターネットは怖いもの」として一律に排除しようとしてしまうか、自分には分からない世界であるとして目を背けてしまうかのいずれかの対応に陥りやすいとの見方もある。そうしたことから、保護者が子どもと正面から向き合い、利用実態に基づいて課題と対処について話し合う機会が少なくなっており、保護者による子どものネット利用に関する適切な監督・管理（ペアレンタルコントロール）が行われていないとの指摘がなされている¹²²。

インターネット上の違法・有害情報から青少年を適切に保護する取組として有効なフィルタリングサービスについては、前述のとおり、過去3度にわたる総務大臣要請により導入と改善が行われているが、リテラシーを持った保護者による適切な管理の下で青少年によるインターネット利用を図ることを目的として、フィルタリングサービスの解除時に親権者の確実な意思確認を実施するとともに、利用者の選択肢を増やすサービスの早期検討を行うことが求められた。これを踏まえ、一部の携帯電話事業者においては、携帯電話インターネットの契約者である青少年や使用する青少年の保護者に対して、保護者による適切な管理に基づいて、特定のサイトやカテゴリにつき閲覧可否の設定を可能とする、「カスタマイズ機能」を導入することを予定している。

カスタマイズ機能を実装した端末においては、個々の利用者において、個別のサイトにつき、第三者機関によるサイトの認定やコンテンツ・レイティング等を必要に応じて参照しつつ、閲覧するかどうかの判断を自ら行うことが求められる。このため、当該サービスの開始にあたっては、子どもの成長や取り巻く環境、社会的な利用実態等を踏まえ、保護者が青少年有害情報の範囲や程度について判断を行い、子どもによる利用を適切に管理していくことが前提となる。

このように、ペアレンタルコントロールを通じて個別にカスタマイズされたサービスを享受することのできる環境の実現が目指されている一方、保護者が充分なリテラシーを持っていない青少年の利用者については、通話等に機能を限定した携帯電話端末の利用を促進するべきとの議論も存在している。

我が国においては、携帯電話事業者により子ども向けにインターネット接続機能を無効にし、又は子ども向け公式サイトに対してのみ接続を許可する等、いわゆる機能限定携帯端末が販売されている。諸外国においても、アメリカにおいて子ども向けにGPS機能をデフォルトで実

¹²² 検討会WGの議論の過程で「ペアレンタルコントロール」という言葉自体が、子どもに対する親の優越的地位を前提とした表現に過ぎるという意見もあった。実際、日本におけるICT社会の健全な維持と発展を担う主体として青少年を捉え、彼らの自律的な情報社会への参加に向けた未来志向の教育のための活動を行っていくことこそ重要である。

装した端末がある¹²³ほか、オーストラリア¹²⁴やフランス¹²⁵においては、子ども向けという分類ではないものの機能をショートメッセージの送受信やカメラに限定した端末が販売されている。

しかしながら、こうした機能限定携帯端末は、一般端末との比較において利用者である青少年を惹きつけることが難しく、需要の少なさ等により事業者において開発・販売を継続していくことが困難であるなど、普及が進みにくいとの指摘もなされている。

2) 諸方策

子どもがインターネットを利用するに際して、保護者による適切な管理を可能とする上で解決すべき課題の一つは、保護者のメディアリテラシーを強化する仕組みが存在していないことである。保護者が第一に求められているのは、まず、携帯電話等を通じたインターネット上にはどのようなサイトが存在し、どこに具体的な危険が存在しているのか、子どもたちが携帯電話を使ってどのようなコミュニケーションを図っているのかといった実態を知ることであり、いたずらに恐れたり、利用を禁止しようとしたりすることは望ましいことではない。保護者が子どもの利用実態を知り、子どもとともに危険を回避する方策について話し合うことを契機として、家庭からインターネット利用環境を整備していく必要がある。

インターネットについて関心を有する保護者だけでなく、特別の関心や知識を有していない保護者に対しても等しく働きかけを行うためには、強制力は伴わないにしても、ある程度「制度的」な形で周知・啓発を行っていくことが必要である。例えば、ほぼすべての保護者の参加が見込まれる入学説明会や入学式等の機会を活用して、情報モラル教育を行うことも検討に値する。また、携帯電話販売店の協力を得て、青少年契約者及びその保護者に対して、携帯電話利用時のマナーや注意点に関する講習を実施するなど、購入プロセスや利用シーンにおける親子参加型の啓発活動を推進することも考えられる。

携帯電話事業者によるペアレンタルコントロールについては、国内の一部事業者により、子どもによるインターネットへのアクセス履歴を保護者がチェックすることのできるサービスが既に提供されている。また、諸外国においても、子どもがアクセスしたサイトを親の携帯電話に自動通知させるシステム等の様々な取組が見られるところであり、こうした保護者による適切な管理を可能とする仕組みに関し、各事業者において導入の可能性につき検討を行うとともに、既存の利用可能なサービスについて周知・啓発を図っていくことも重要である。

¹²³ 子ども向け (for kids) と明示した端末として、GPS 機能を標準装備したもの (LG : LX150) 等が販売。

¹²⁴ メッセージ機能に限定し、Bluetooth やブラウザ機能を標準装備していない端末として、モトローラ (W156)、LG (KG370 等)、ノキア (2600) 等が販売。

¹²⁵ 同様にメッセージ機能限定端末としてノキア (6150 等)、ソニーエリクソン (CMD-J5 等)、モトローラ (C520) 等が販売。

イギリスでは、ボーダフォンが出荷時からフィルタリングを実装し、成人向けコンテンツへのアクセスを禁止しており、契約時に顧客が年齢認証を行わなければ解除できなくなっているほか、オーストラリアでも同様に各社がペアレンタルコントロール機能をデフォルトでオンにした上で、クレジットカード認証を通じた解除に応じている。アメリカのAT&Tワイヤレスは、月額5ドル弱の料金により、保護者が利用者である子どものインターネット利用に関して、料金、利用時間、メッセージ数、フィルタリング等のサービスを個別に設定可能となるサービスを提供している。また、ドイツでは、携帯電話購入時にはインターネット接続をオフ設定し、接続を希望する際にペアレンタルコントロールを選択可能にする事業者が多く存在するほか、公式サイトのうち特定のサイトへのリンクが子ども用の携帯電話に表示されないように予め設定することが可能となっている。フランスでは、各社とも設定の申込みから24時間以内にフィルタリングを実施するという対応がとられている。こうした諸外国における取組は、リテラシーが十分ではない親権者が安易に契約時に同意することなどにより、フィルタリングサービスが必要な範囲を超えて解除されることを防ぐという点で、一定の効果があると考えられる。

いずれにしても、青少年インターネット利用環境整備法の施行に向けて、親権者による実効性のある意思確認に基づき、フィルタリングサービスを一層普及し、改善していくことが求められており、親子のリテラシー向上に向けた取組を並行して強化することにより、カスタマイズ機能などが適切に利用できるようにしていくことが必要である。

その際、利用者である青少年や保護者が、すべてのインターネット上のコンテンツについて、閲覧の是非を誤りなく判断することを期待することは現実的ではない。それぞれのコンテンツについてレーティングが行われていれば、保護者がそれを参照しながら自主的に取捨選択を行うことができる。前章で述べたように、今後、コンテンツ・レーティングの普及促進に向けた取組を加速させていく必要がある。

リテラシーが充分でない親子に対するもう一つの対策として、機能限定携帯端末の開発・利用を促進することも考えられるが、いくら端末を開発しても、実際に利用が進まないのでは意義に乏しい。利用者の意見を踏まえつつ、魅力ある端末の在り方について携帯電話事業者や端末開発事業者において検討を行っていくとともに、普及促進に向けて必要となる支援の在り方について国や地方公共団体等が引き続き検討を行っていく必要がある。

以上列挙した諸方策について、2008年度中から適宜実施していくことが望まれる。

(3) コンテンツ事業者等による利用者啓発活動促進

1) これまでの取組

学校教育や家庭教育は重要であるが、この担い手となるのは教員や保護者ばかりではない。専門的な知識を持つコンテンツ事業者やISPなどがCSRの一環として啓発活動を行い、学校教育や家庭教育を様々な支援し、補完していくことは、きわめて効果的である。

インターネットは、もはや国民に不可欠のインフラであり、インターネットの利用環境整備は日本の将来のために克服すべき国民的課題のひとつである。地球温暖化対策などと同様、インターネット関連企業にとどまらず、その他の一般企業もCSR活動の一環として積極的に取り組むことが望まれる。

実際、現状でも民間企業が自主的に啓発活動を行っている例は枚挙に暇がない。

コンテンツ事業者が自社のウェブサイト上で利用マナー向上のための専用コーナーを設けて周知を図ることや、携帯電話事業者が契約時に携帯インターネット接続サービスの利用時に遵守すべき事項を周知する等、サービスの提供に併せて啓発を行う取組については、これまでも幅広く行われている。事業者による出前講座も増えてきており、例えば、NTTドコモは、携帯電話使用時の基本的なルールやマナー、フィルタリングや迷惑メールの対処方法等に関する授業を行う「ケータイ安全教室」を実施しているほか、KDDIも「ケータイ教室」として同様の取組を行っているところであり、これら個別の事業者による取組を一元化する試みとして、「e-ネットキャラバン」が行われてきたことは既に述べたとおりである。

例えば、ネットスターとヤフーは、いち早く2008年4月から、教育学を専門とする有識者からなる「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」を立上げ、問題点の整理やレイティングの基準の検討を始めた。同研究会は、社団法人全国高等学校PTA連合会と共催の上、NTTレゾナント、ミクシィ、マイクロソフトの後援を得て、9月30日にシンポジウム¹²⁶を開催し中間報告を行ったほか、保護者向け教材を無償で公開、全国9ブロックでモデル講演を行うことを発表し、11月24日には、その第一回目としての九州大会を大分県高等学校PTA連合会の協力の下、開催している。

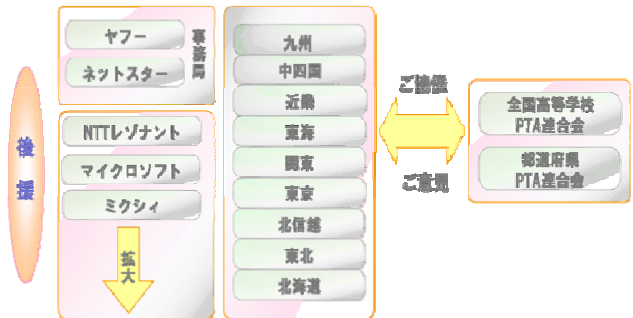
¹²⁶ 「子どもたちのインターネット利用について考えるシンポジウム」（主催：子どもたちのインターネット利用について考える研究会、社団法人全国高等学校PTA連合会）

子どもたちのインターネット利用について考える研究会

お茶の水女子大学	坂元教授 (歴任)
全国高等学校PTA連合会	高橋 会長
群馬大学	下田 特任教授
浜松大学	七海 講師
岡山精神・神経センター	竹島 先生
品川女子学院	渡 校長
ヤフー	専務副
ネットスター	

- Phase1 (2008/4~)
- 問題の整理
 - 交流サイトの格付け基準検討
 - 教育教材の制作 (中・高年生対象初期)
 - 研究会ホームページ開設

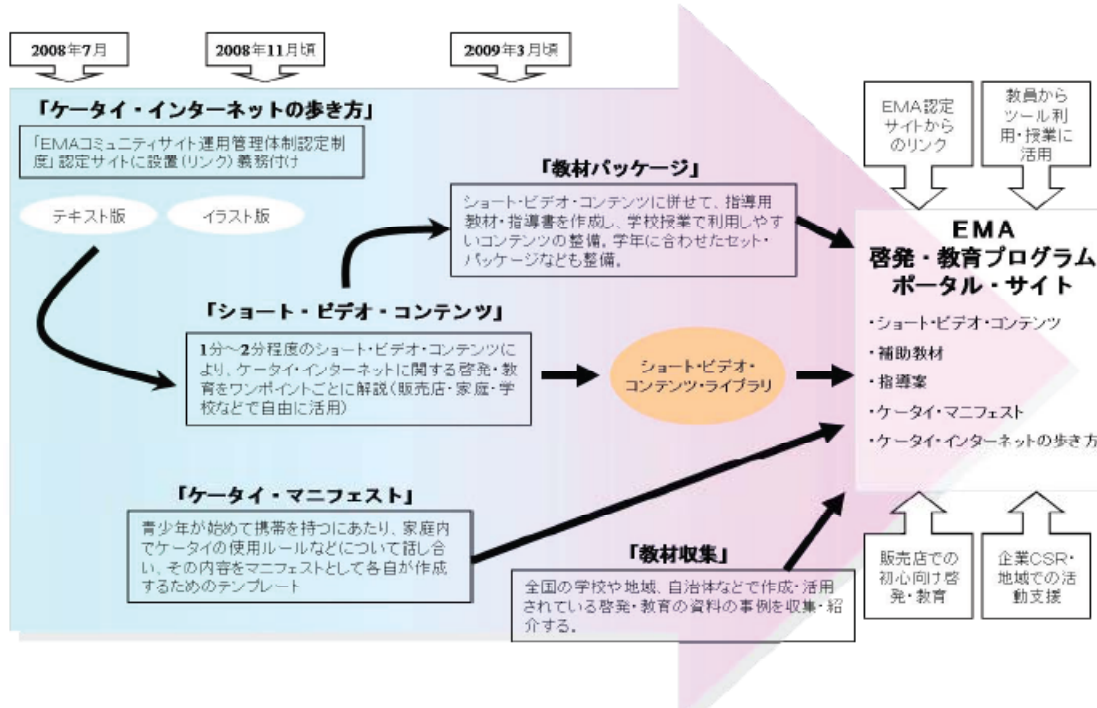
子どもたちのインターネット利用について考える研究会



利用者に対する啓発活動を行っているのは民間企業だけではない。小学校低学年を対象とした取組の担い手として近時注目を集めているのが、特定非営利活動法人CANVASである。CANVASでは、子どもに最先端のデジタル機器やノウハウ、表現の場等を提供し、彼らがそれを用いて音楽やFLASHアニメーション等を創作する活動を支援することを通じて、インターネットの適切な利用を促進している。こうした取組は、ICTが有する「影」の部分への対応だけでなく、「光」の部分に目を向けさせるものである点で特徴的である。その他多くのNPOや消費者団体等が、様々な観点から啓発活動を実施している。

また、第三者機関のEMAでも、啓発・教育のための施策を行っている。具体的には、携帯電話インターネットサービスの利用に際して理解すべき項目やトラブル時のQ&Aを取りまとめた「ケータイ・インターネットの歩き方」の設置を認定サイトに対して義務づけることにより、利用者に対して啓発・教育が促進されるよう図っている。また、ショートビデオや指導用教材等のコンテンツの開発により様々な現場で啓発・教育が施すことができるよう配慮している。

EMAの啓発・教育プログラム開発の進め方



このように、青少年を違法・有害情報から適切に保護する必要性に対する認識が高まるとともに、教育関係者だけでなく、産業界やNPO等の多様な主体が自主的取組として啓発活動を実施しており、これらの取組が切れ目なく全国に展開され、必要とする者に対して適切に提供されるよう、既存の取組を拡大していくことが求められる。

2) 課題

これまでの取組から浮かび上がってくる課題として、経営体力が乏しい中小事業者や非営利法人等が啓発活動を行う場合、実施規模や内容が限定される点が挙げられる。これらの事業者が独自の視点に基づく啓発活動を行うことにより、その他大手の事業者や教育機関等の目が行き届きにくい地域や分野、対象年齢等に対してもきめ細かな対応が可能になり、又はインターネットの「光」の部分に焦点を当てるような新鮮で多様な要素が盛り込まれるといった効果も期待される。しかしながら、現実には、啓発活動の現状について網羅的に俯瞰されていないことから、現在取組が不足している領域が可視化されず、その結果として資源が効率的に配分されていないとの指摘もある。したがって、これらの課題を克服し、既存の有益な取組が相互に補完しあい、あるいは相乗効果を発揮することができるような仕組みを構築することが急務となっている。

なお、既存の取組に対してもいくつかの課題が指摘されている。まず、せっかく様々な教材などが用意されていても、それが、どこにどのように存在しているかがわからず、必要として

いる青少年などに届かない場合がある。こうした課題に対し、啓発サイトやオンライン教材のURLリンクを紹介するといったアイデアも試みられているが、たとえ青少年保護を目的とする内容であっても、こうした取組が提供企業の宣伝ツールと見なされることもあり、既存の優れた取組の共有が妨げられている。

また、民間企業が行う啓発活動は、CSRの一環として自主的に行われるものであるため、その実施規模に一定の限界があるだけでなく、多くの場合において、その効果を検証し、啓発プログラムの内容を継続的に改善していく等、中・長期的な取組を行うことは難しい。しかしながら、青少年のインターネット利用をめぐる環境は不断に変化しており、啓発プログラムの内容についても、現在行われている活動の効果測定に基づいた見直しが継続的に行われるべきである。また、過疎地等においては活動の効果も大きくなく、CSRの対象となりにくいことから、十分な活動が行われない可能性もあり、こうした点は、事業者による啓発活動に依存することの限界となっている。

3) 方策

インターネットの利用者が正しく情報を読み解く能力を身につけるために必要な啓発活動の担い手として、自ら情報を発信するコンテンツ事業者等が相応しいことからすれば、これらコンテンツ事業者等による取組が引き続き確実に行われていく必要があるが、そうした狭義のインターネット関連企業だけがその役割を担うべきであるということにはならない。

インターネットは、社会経済活動にとって不可欠の基盤となっており、それによりもたらされる恩恵は、コンテンツを提供する事業者等に限られるものではなく、金融や流通、運輸といったその他業種においても、サービス提供や決済の手段、主要な広告手法等、重要な企業活動ツールとして広く行き渡っている。その意味において、インターネットがもたらす恩恵に対する応分の社会的責務として、広く一般の企業が当事者意識を持ち、これらの幅広い主体が相互に連携することでインターネット利用環境を整備していくという視点を打ち出していくことが重要である。

このように、リテラシー向上の取組については、既存の担い手であるコンテンツ事業者等が相乗効果を発揮する形で有機的に取組を連携させるとともに、業界を超えて多くの参加主体が参加可能な「場」を構築していくことが求められている。

(4) 利用者を育てる取組の協調的な推進

1) 既に実施されている取組と今後に向けたアイデア

これまで述べてきた、情報モラル教育をはじめとする学校・PTAにおける取組、ペアレンタルコントロールを通じた親子間における教育、その他コンテンツ事業者による学校・地域・家庭に対する様々な取組について現状と課題をまとめると下図のとおりである。このように、それぞれの領域について、意欲のある民間企業等を中心として様々な取組が行われてきているが、リソースが限られているため、対象となる領域や手法を絞って行われており、全体として見れば、ばらばらの取組と言わざるを得ないのが現状である。

		既実施事例		アイデア		
		地域・自治体	学校・PTA	家庭		
				親(保護者)	子供	
背景・問題		<ul style="list-style-type: none"> ○地域のつながり希薄化 ○取組の個別化 ○マイナス面の強調 	<ul style="list-style-type: none"> ○問題発生の低年齢化 ○情報モラル教育不足 ○教員の意識・能力の欠如 	<ul style="list-style-type: none"> ○大人のICTリテラシーの低さ ○大人の情報モラルの低さ ○学校教育への依存 	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯利用の低年齢化 ○定額サービスの浸透 ○親による実態把握が困難 	
業界の対応		コミュニティサイト運用管理体制認定制度(啓発プログラム義務化)				
			訪問授業・講座・派遣等	インターネット安全教室		
			ICT教育推進プログラム協議会	自社サイト上の情報モラルコンテンツ		
		取組の共有・広報 ・取組を共有する仕組み作り ・包括的なPRの場の提供	情報モラル教育拡充 ・包括的なネット利用教育 ・専任教員の配置 ・大学受験科目の設け	親子参加型教育の推進 ・ネットの可能性、倫理、歴史の教育 ・入学説明会への組み込み		
		街づくりの一環としてのICT利活用	対象者に応じた教育の在り方 ・小学生からの取組 ・知識を持たない人のレベル向上 ・子供を引き付ける仕掛け・伝え方			
			教員の指導支援 ・IT指導員の学校への派遣 ・教員への指導用素材の提供 ・学校と家庭の役割分担に関するガイドライン	購買プロセスへの教育・仕組の組み込み ・ケータイ・Manifestでの親子同取決め ・初心者向けシミュレーション端末 ・販売店での初心者向けプログラム		
		相談窓口の設置(駆け込み寺)				
		科学的なデータに基づく分析 ・犯罪増加に対するネット利用の言与度の科学的分析				

利用者を育てる既存の取組がばらばらに行われていることは、個別の取組の意義を否定するものではなく、それぞれが継続的に維持・推進されていくことが有益であることはいうまでもない。他方、こうした取組をより相互に協調的な形で進めていくために、いくつかの解決すべき課題が存在している。

第一に「面的な拡大」であり、保護者のネットリテラシーへの関心が必ずしも高くない地域

や、過疎地等、全国的に俯瞰して見れば、取組が不足する地域が生じており、啓発活動全体として面的な広がりを欠く結果となっている。

第二に「主体の拡大」であり、前述のとおり、インターネットの恩恵を得ることによりその利用環境整備につき社会的責任を有する主体が多く存在しているにも関わらず、中小事業者の多くは資金面等の理由で十分な活動を行うことができず、又は既存の啓発活動がそれぞれの社会経済的な紐帯（例：学校と生徒、コンテンツ事業者と利用者等）に閉じて行われている結果、意欲ある一般企業が啓発活動を行おうとしても、適切な場が用意されていない等の理由により、実際にはリテラシー向上のための貢献が行われていないとの指摘がある。

第三に「優れた取組の共有」であり、個別企業による優れた取組が様々にあるにも関わらず、それらが既存の領域を超えて共有されにくくなっているとの指摘があるところである。

2) 利用者を育てる取組を協調的に推進するための枠組みについて

上記のとおり、既存の利用者啓発活動が非効率的に行われている現状を踏まえれば、この際、産学、地域を含む様々なプレイヤーが緩やかにつながり、インターネット利用者を育てる取組を協働して推進することのできる枠組みを設ける必要がある。

こうした枠組みが設けられることは、上記三つの課題にも応えることになる。第一の課題である「面的な拡大」に対しては、取組が不足している領域が可視化され、国を含めた関係主体によって相互に補完しあう体制が整備されることとなるため、啓発活動の面的な広がりが確保されるようになることが期待される。また、第二の課題である「主体の拡大」については、従来の業界団体等の主体から離れ、中立的に運営される枠組みが設立されることにより、狭義のインターネット関係者だけでなく、インターネットを通じて情報を発信する可能性のある一般企業が幅広く参画することができるようになり、リテラシー活動に重層的な広がりをもたらすことが可能になると考えられる。加えて、第三の課題である「優れた取組の共有」についても、既存の取組をまとめて俯瞰し、新たなアイデアを生み出すプラットフォームが整備されることにより、ベストプラクティスが容易に共有されるようになることにより、多角的な対応を図ることができるようになると考えられる。

以下、この新たな啓発枠組みに求められる機能や体制について、大きく5つの要素に集約して述べていくこととする。

(a) 広範性

現在、利用者啓発活動において生じている需給のギャップや非効率性を克服するためには、これまでの取組を整理・分類し、「メニュー化」することにより、できるだけ多くの利用者が

求めるサービスを容易に活用できるようにする必要がある。新たな枠組みがそのような啓発活動の結節点となるためには、可能な限り多くの主体が参加することのできる広範なものであることが必要である。具体的には、携帯電話事業者、ISPやコンテンツ事業者、関連機器メーカーやフィルタリングサービス提供者等の関連事業者に加え、金融や運輸を初めとするすべてのインターネットを利用する企業、フィルタリングやレーティング基準等に関する第三者機関や学識経験者、消費者団体、地域ボランティア、NPO等のあらゆる関係者が幅広く参加する機会を得ることが望ましい。

前章で述べたとおり、これまで違法有害情報の閲覧防止に向けた取組の例として、電気通信事業者からなる業界団体によるガイドライン策定等が挙げられるが、啓発活動については、必ずしもそのような推進母体が存在してこなかった。これは、啓発活動がコンテンツ事業者や教育関係のNPO、地域コミュニティ等によって自主的に行われ、取組を集約する団体が存在してこなかったことに一因があると考えられる。

こうした従来の取組を特徴付ける民間の「自主性」と取組の集約化を通じた「効率性」を両立させ、利用環境整備全般を行う主体的な枠組みを構築するためには、既に述べた自主規範等のツールを活用し、強制力によるのではなく、なるべく多くの関係主体が共通の目標の下で緩やかに結合し、参画することのできる枠組みとする必要がある。

さらに、利用者啓発に関する活動や知見が集約され、対象となる利用者の属性や地域に応じてマッピングが行われることにより、現在の取組が生じる重複領域や不足領域が可視化されることとなり、既存の資源を不足領域に再配分する役割を果たすことができるようになる。こうした分析や取組を通じて、学校と家庭、学校と地域等の適切な役割の在り方に関する知見が蓄積されることも期待される。

(b) 自立性

こうした啓発枠組みは、民間における啓発活動の結節点としての性格上、基本的には参加企業の自主的な拠出を通じて安定的に運営されていくことが望ましい。また、インターネット上の表現行為について、利用者保護の観点から一定の制約を加える側面も有していることからすれば、その活動方針が公正かつ公平に策定され、特定の利害関係者の意向によって左右されることがないように、枠組みとしての自立性を担保していく必要がある。

また、自立した枠組みによって啓発活動が行われることにより、現在行われている活動を把握し、その課題を見極め、今後の活動の改善につなげていくことも可能となる。その意味で、この啓発枠組みにはいわゆるPDCAサイクルを実践していくことが期待され、インターネット利用環境の整備が総合的かつ戦略的に行われ、社会における大きな流れとしての機運を高めていくことにも貢献しうる。

他方、こうした自立性は国や地方公共団体による関与を否定することを意味するのではなく、e-ネットキャラバンのように、国等が民間事業者の取組をコーディネートする例もあるとおり、一定の場合においては、民間企業による啓発活動のみに依存することに伴う弊害を少なくする観点も考慮する必要がある。例えば、過疎地等で国の出先機関が職員を派遣する、民間企業が啓発イベントを行う際に公民館や学校等の公共スペースを積極的に貸し出す等、国等がサポートを行うことのできる場面は少なくない。国全体として切れ目なく啓発活動を実施していく観点から、必要に応じて、他の参加主体と並んで、国等が一定の役割を發揮することができる機会を確保しておくことも有益である。

(c) 公開性

これまでの啓発活動における課題の一つとして、個々の利用者が必要とするサービスがどこにどのような形で存在しているのか分からないことによるミスマッチが挙げられる。その意味で、この啓発枠組みはすべてのインターネット利用者に対して開かれ、利用者がワンストップで問い合わせることのできる窓口機能を有することが望ましい。その際、窓口としての役割が広く社会に認知され、問い合わせ件数が将来増大した場合にも対応できるよう、一定程度、組織的な手当てが講じられる必要がある。

また、この枠組みが、インターネット利用者のリテラシー向上に関心を有し、CSRの一環として主体的な活動を行おうとする関係者に対して広く門戸が開かれたものとして運営されていくことは、必ずしも強制力を伴うものではなかったとしても、中・長期的にみれば、インターネット利用環境整備における典型例として、社会的に認知されていくことにもつながる。その結果、この枠組みへの参加が、企業価値の向上という面において一定のインセンティブとなり、民間における自主的な取組を一層促進するという好循環を生み出すことも期待される。

(d) 自主性

こうした啓発枠組みが構築されることは、個別企業がCSRとしての啓発活動を通じて、自らの企業価値を高めつつ社会貢献に向けた取組を行ってきたことと矛盾するものであってはならない。これらの企業が各自の方針に基づいて啓発活動を行うことは、枠組みが構築された後も一層促進されるべきであり、それに加え、参加企業がリテラシー向上という共通の公益目的の下で自主的に参集し、ベストプラクティスの交換等を通じて相互の取組を補完し、一層高め合うことが期待されている。

他方、取組が不足している領域への目配りを行うためには、既存の取組のうち枠組みとして共有できるものを取り出すこと等により、この枠組みが自主的な形で資源の集約化や再配分を図れるよう確保することも必要である。また、特定の企業によって優れた啓発の取組が行われているにも関わらず、そのコンテンツが個別営利企業とひもづいていることにより、学校等の

場で紹介することができないといった例も指摘されているところであり、啓発枠組みに対しては、こうした弊害を克服するために、自主的な立場から「再ラベリング」を行い、既存の取組の有効活用を図っていくことも求められる。

こうした観点からは、この啓発枠組みは、共通の公益目標に基づく参加企業同士の緩やかな連携に基づき、企業の「自主性」との両立を図っていくことが必要である。

(e) 迅速性

情報モラルに関する啓発活動は、一朝一夕にその効果が得られるものではなく、関係者が相互に連携しつつ、持続的に取り組むべきものである。しかしながら、青少年のインターネット利用を取り巻く環境の整備は喫緊の課題であり、来年度施行される青少年インターネット利用環境整備法においても、基本理念として青少年のリテラシー向上が掲げられているところである。こうした背景を踏まえれば、利用者を育てる取組を協調的に推進するための枠組みは、本プログラムの策定後速やかに構築され、その活動を開始することが重要である。

また、この枠組みは、あらゆる関係者が参画するプラットフォームとして、総合的なリテラシー向上に関する活動だけでなく、前章で述べた民間の自主的取組の促進策としての「自主憲章」的な取組、国内外における調査分析を通じた違法・有害情報対策における知見の集約といった取組についても併せて行っていくことが効果的と考えられる。このような枠組みの特質を最大限に活用し、インターネット利用環境整備を全国的に図っていくために、具体的に実施すべき事業については、この枠組みにおいて、設立後速やかに積極的な検討を行っていくことが期待される。

(5) 違法・有害情報対策の基礎となる調査の実施

1) 現状

出会い系サイトを悪用することやフィッシング等による、いわゆる「ネット犯罪」の増大が社会問題化することに伴い、インターネット上の違法・有害情報が青少年に与える悪影響などに着目し、これらの情報流通を規制する必要性が強く主張される傾向が見られる。青少年を適切に被害から守っていくためには、インターネットの危険性のみを強調するだけでは、十分な解決策にはならない。むしろ、個別の事案について、インターネットだけではなく、その他の社会的・経済的・文化的要因を含め、実際の被害に影響を及ぼしうる要素を可能な限り検討し、それらの因果関係に関する総合的な判断のなかで、インターネット利用が及ぼす影響を客観的に測定するという視点が求められている¹²⁷。

¹²⁷ 将来を担う子どもたちのためには、大人が、ICTの負の側面だけではなく、未来への可能性について

インターネット上の違法・有害情報の流通と、青少年被害の増大や犯罪の増加等の影響について、両者の相関関係を客観的に分析するにあたっては、インターネットがその他の違法・有害情報の頒布手段に比べてどれほど被害の拡大に貢献しているのか、違法・有害情報の頒布以外の社会的要因がなかったかどうか等について冷静な判断を行うことが求められる。

また、青少年被害等の負の側面だけでなく、表現活動の向上や知識の共有といった正の側面との比較考量のなかで、客観的な効果測定を行う必要がある。さらには、インターネット上の違法・有害情報の流通について、受け手である青少年やそれを取り巻く親や学校等が、十分なリテラシーを持って主体的に対処できるかどうかによって、実際に生じる被害の程度が異なってくる点にも留意が必要である。

このように、本来であれば、インターネットが青少年の心身に及ぼす影響を的確に測定するためには、上記のような様々な要因や影響について統計的な分析を行うことが望ましいが、実際には、インターネットが社会基盤としてあまりにも急速に浸透した結果、インターネットの影響だけを切り出して分析することは、現実的にはもはや不可能に近い。しかしながら、可能な限りインターネット上の違法・有害情報等のもたらず影響の客観的な評価に資する方策を検討することが求められている。

2) 新たな調査の必要性

客観的な議論の構築に向けた一つの提案として、違法・有害情報の性質に応じた「場合分け」を行うことが重要である。違法情報においては、名誉毀損や著作権侵害のような権利侵害情報については、当該情報の流通自体が権利者に対して具体的な損害を与えており、その因果関係を推定し、影響を測定することは比較的容易である。また、児童ポルノや違法薬物の広告等、権利侵害情報以外の違法情報の頒布についても、情報頒布それ自体が違法であり、必要に応じて取り締まりの対象となる点については同様である。

他方、有害情報については、そもそも当該情報を有害とみなす判断の根拠が人により様々であり、被害の程度を客観的に計測すること自体が困難であるほか、それがインターネット上で流通したことがもたらず影響についても、情報の内容や流通の態様により大きく異なることから、個別の事案に応じたきめ細かな調査・分析が求められる。

有害情報の種類や掲載・発信態様によって、利用者の受け取り方は大きく異なり、直接的に被害を生じるおそれがあるもの、不快な感情を生み、そのことが利用者に被害を与えるもの、犯罪の増加等との間で因果関係を有するわけではないもの等、様々なケースが考えられることから、これら種々の可能性に目配りの利いた詳細な調査・分析が必要である。

また、ネット利用増大の結果としてしばしば用いられる犯罪率の増加自体についても、科学的な検証が必要である。インターネットを活用した社会活動が増加しているなかで、当該活動全般の増加率よりも明らかに急速なペースでインターネットを利用した犯罪やインターネット上の情報流通による被害が増大しているのであればともかく、そうではない場合にまで、犯罪の増加等の社会問題の原因を安易にインターネットに求めることについては、慎重に考えるべきである。加えて、インターネットの普及がもたらす情報検索の効率化、離れた場所にいる人との交流の拡大、自己表現手段の多様化といった利点についても、公正な判断を行うことが求められる。

さらに、リテラシーを十分に有する者とそうでない者では、同じ違法・有害情報に接しても被害の程度は大きく異なる。調査により得られた結果に基づき、子どものインターネット利用や健全育成について比較的関心の薄い層を主要なターゲットとして、有効なアプローチを行っていくことが必要であり、その意味からも実態把握は重要である。

また、昨今、インターネット上の違法・有害情報対策として法規制を導入すべきとの議論がなされることが増えているが、例えば、既存のある法規制がどの程度の実効性を持っているのかを調査することにより、その法規制が手段として有効であるか否かを判断する検証モデルの構築なども視野に入れることが考えられる。

3) 調査の方向性

上記のような影響分析を行うためには、例えば、インターネット利用率や犯罪率等の数字を抽出し、比較する実態調査に留まるのではなく、詳細な状況設定を行い、比較的多数の母数を対象として、継続的にモニター調査を行う手法が有効と考えられる。こうした調査から得られる結果を複合的に判断し、新たな価値観の創造や利便性の向上といったインターネットの良さと青少年等に与える負の影響とを客観的に明らかにすることにより、効果的な対策が行われるような体制を整備していくことが求められている。

調査の実際の在り方については、本年度中に検討を開始し、2009年度から継続的な調査に取組、その結果を適宜公表していくことが望ましい。